

滋賀医科大学医学部附属病院長選考基準

令和7年10月22日

滋賀医科大学長

滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程第4条の規定に基づき、病院長選考基準を次のとおり定める。

1. 優れた学識、豊かな人間性と高い倫理観を持つ医師であり、大学における教育・研究・診療活動を適切にかつ効率的に運営することができる者。

※医学系教授の経験を有する者が望ましい。

2. 医療安全管理業務の経験と、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者。

※医療安全管理業務の経験とは下記のいずれかの業務に従事した経験を有するものであること（厚生労働省通知）

- ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
- ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部門における業務
- ④その他上記に準じる業務

3. 附属病院または附属病院以外の病院での組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有する者。

※病院長または副病院長の経験を有することが望ましい。

4. 「滋賀医科大学医学部附属病院の理念及び基本方針」及び「滋賀医科大学中期目標（附属病院に関する目標）等」に基づいた病院運営を遂行できる者。

滋賀医科大学医学部附属病院の理念・基本方針

【理念】

信頼と満足を追求する『全人的医療』

【基本方針】

- ・患者さんと共に歩む医療を実践します
- ・信頼・安心・満足を提供する病院を目指します
- ・あたたかい心で質の高い医療を提供します
- ・地域に密着した大学病院を目指します
- ・先進的で高度な医療を推進します
- ・グローバルな視点を持ち、人間性豊かで優れた医療人を育成します
- ・将来にわたって質の高い医療を提供するため、健全で安定した病院経営を目指します

滋賀医科大学 第4期中期目標・中期計画 R4.4.1～R10.3.31

(附属病院に関する目標・計画)

【中期目標】

世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。

【中期計画】

1. 質の高い高難度急性期医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するために、地域（県）内での「最後の砦」として大学病院が機能することを目標として、院内急変に鋭敏に対応できる早期警報体制を構築する。
早期警報体制は特定行為研修を修了した看護師（以下、特定看護師）を中心とした CCOT（Critical Care Outreach Team）として構築し、院内急変事例に対する RRS（Rapid Response System）起動数を増加させる。
2. 附属病院に特定看護師の実装を現実的に行い、かつ、実効のある、医療分野を先導し中核となって活躍できる医療人として特定看護師を役割分担者として育成し、タスクシフトを行う。さらに、本計画は病院経営上も持続可能であることを検証する。